

【新生児の先天性風しん症候群予防に関する予防接種助成事業について】

(一問目)

市議案第56号平成25年度豊中市一般会計補正予算第1号について伺います。

風しんの流行が拡大していることを踏まえ、風しんの概要や風しんワクチンの予防接種の制度の変遷について、さらには妊娠初期の女性が風しんに感染しないような対策や積極的な広報について、昨年の9月定例会の本会議で私の会派の議員が質問や要望、提案をさせて頂きました。

あらためて伺いますが、風しんの流行拡大に伴い、赤ちゃん(新生児)が先天性風しん症候群にかかることを防ぐため、豊中市でも風しんの予防接種への助成を行うとのことですが、具体的に、新生児の先天性風しん症候群とはどのようなものなのでしょうか。

また、対象者を19歳以上の市民で、妊娠を希望する女性と妊娠している女性の配偶者とした理由について教えてください。さらに、対象者の推計人数とその算出根拠、及び予算額の算出方法について教えてください。また、この事業の周知方法についても教えてください。

<答弁>

先天性風しん症候群とは、風しん免疫を持たない妊娠初期の妊婦の罹患により、胎児が風しんウイルスに感染し、難聴や白内障、心疾患などの障害を引き起こす症状でございます。

本事業の対象者につきましては、平成6年の予防接種法の改正により、風しんワクチンが定期予防接種の対象とされるまでの年代である19歳以上の者としております。

また、女性は妊娠する前に風しんの免疫を獲得するため、及び、妊娠するとワクチン接種が出来ないため、一番身近で接触機会の多い配偶者に接種することにより罹患を防止するものでございます。

対象者数は、風しんの免疫を十分にもたない女性の割合や婚姻率、年間出生数などから、5040人と推計し、予算額につきましては、一人当たり助成額を7000円と見込み、総額3802万4千円を計上致しております。

事業の周知の方法につきましては、広報やホームページは元より、若い世代に情報が届くように、フェイスブックをはじめとするあらゆる媒体を駆使するとともに、母子健康手帳交付時や婚姻届提出時などの機会をはじめ、子ども未来部との連携により、保育所や幼稚園、子育て支援センターなどにもポスターの掲示、案内チラシの配布を通し、積極的に周知してまいりたいと考えております。

また、情報提供の際には、費用助成の手続きのみならず、風しんの流行状況、風しんの胎児への影響、予防接種の副反応や健康被害救済制度などにつきましても丁寧に説明してまいりたいと考えております。

(二問目)

風しんの流行拡大や、新生児の先天性風しん症候群が大々的に報道されていることもあり、これまでに市民の方から豊中市における風しんの予防接種への助成について問われることが

しばしばありました。そのため、今回、市が実施しようとしている事業について事前に説明を受けた内容をもとに情報提供をさせて頂いたところ、いくつかのご意見やご要望を伺いました。そこで、それらのご質問やご要望を要約して再度、質問させていただきます。まず、助成の対象に妊娠を希望する女性の配偶者が含まれていないことに対し、病院に通って毎月妊娠したいと願っている積極的な人でない限り、妊娠に気づくのは妊娠後数週間してからであり、妊娠が分かってから配偶者が予防接種を受けても効果が薄れ、妊娠初期の妊婦が風しんにかかることで胎児に影響が出るのであれば、予防にならないのではないかと。

また、対象年齢が19歳以上となっていますが、風しんの予防接種の接種率は、19歳以上と19歳未満で、それほど大きな差があるといった具体的な数値は示されておらず、対象者を19歳以上に限定する根拠が乏しいのではないかと。

さらに、風しんの罹患者を男女比で見ると男性の方が圧倒的に多いことや、男性罹患者の大半が20代～40代と報道されており、風しんの感染が女性よりも男性の方が多く、男性罹患者の大半が20～40代であるのであれば、助成の対象を妊娠している女性の配偶者に限定するよりも、妊娠を希望する女性の配偶者も対象にした方が、風しんの拡大防止に繋がり、事業効果が高まるのではないかと思います。市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本事業は、一般に三日はしかと言われる風しんの流行拡大を抑制するだけのものではなく、風しんの免疫を持たない女性が妊娠することで発生する恐れのある新生児の先天性風しん症候群を予防することを目的としております。

従いまして、妊娠する前の女性が接種することで、妊娠時の感染に備えることが出来るとともに、風しんの免疫があれば、周囲の男性の罹患にも影響されないものと考えております。そのためにも助成期間を1年間と設定し、この制度の周知徹底を図り、1人でも多くの女性に接種して頂くよう推進してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

既に風しんの予防接種の助成制度を実施している自治体において、接種率が低い、特に男性の制度利用者が見込みよりも少ないケースが出てきているようです。その原因の一つに市外の医療機関において接種した場合に助成が認められないことが考えられているようですが、この点については他会派の質疑の中で、市外の医療機関で接種した場合でも助成の対象となることのご答弁がありました。ぜひ、このことを様々な媒体、様々な手段を用いて、積極的に周知して頂きたいと要望しておきます。

また、男性の助成対象が妊婦の配偶者に限定されていることも、制度の利用が広がらない理由の一つとして考えられているようですので、今後の検討課題として頂きたいと思っております。確率的には低いようですが、妊婦の方で抗体を持っておられない方もいると思っております。そういった方が外出先等で、感染する可能性がない訳ではありません。特に20代から40代の男性の罹患率が高いことから、男性に対する意識啓発にも力を入れる必要があるように思っております。

さらに、私のもとにご質問やご相談の連絡をしてこられた方々のように、今日の風しんの拡大や赤ちゃんの先天性風しん症候群に強い不安感を抱いておられる方もいます。そういった

方々をはじめ市民の方々に、まずは、何より妊娠を希望する女性が予防接種を受け、抗体を持ちさえすれば、新生児の先天性風しん症候群を回避できることや、もし、万一、妊婦の方で抗体を持っておられない方は、どのような対処や対応をすれば良いのかといった制度の趣旨や対応策について、是非とも、幅広く、分かりやすい広報を積極的に行って頂き、市民の方々の本事業に対する理解と認識、知識を高めて頂くことを強く要望しておきます。最後に、他会派の議員の質問で周知の方法については詳しくご答弁がありました。今後の感染の拡がりや接種状況を考慮しながら、必要であれば子ども未来部だけでなく教育委員会とも連携し、小学校へのポスターの掲示や案内チラシの配布なども検討して頂き、事業効果が少しでも高まるように努めて頂きたいと要望し、質問を終わります。